

婦人保護施設に求められる機能と施設環境基準**—婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化に向けた研究—**

○ 国立保健医療科学院 氏名 阪東 美智子 (会員番号 8384)

森川 美絵 (国立保健医療科学院・3249)

キーワード：婦人保護、婦人保護施設、女性福祉

1. 研究目的

婦人保護事業は 50 年に及ぶ歴史を持っているが、社会背景の変化とともに利用者を取り巻く状況や求める支援の内容が変化してきている。婦人保護施設においても、時代の変容とともに利用者の状況やニーズが変化しており、救護施設や母子生活支援施設など他法の措置機関との役割・機能の違いが曖昧なことから、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」でも、その役割や機能の見直しが必要であると指摘された。そこで本研究は、実態調査によって現在の婦人保護施設の利用者の状況・ニーズを把握し、当該施設に求められる役割・機能を明らかにするとともに、施設が持つ支援技術やノウハウを可視化し、女性支援における「地域包括ケア」における拠点としての婦人保護施設の可能性を検討する。

2. 研究の視点および方法

全国の婦人保護施設の支援体制・施設環境について、施設の運営主体や施設の立地による差異に着目して分析を行った。使用するデータは全国の婦人保護施設を対象に郵送による質問紙調査によって収集し、SPSS を用いて分析を行った。調査は 2 種類で、一つは施設そのものに対するもので、調査項目は、施設の稼働率・利用者の状況、施設内でのケア・支援プログラム、居室・共用室の状況（居室の広さ・定員、各種支援内容に供する所要室や設備の整備状況）などである。もう一つは退所者に関するもので、1 施設あたり 5 ケースを基本としてケース記録の転記を依頼した。調査項目は、ケースの属性、生活課題、入所中の対応、退所先、退所後の対応などである。いずれも 2013 年 10～12 月に実施した。

3. 倫理的配慮

研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して実施するとともに、国立保健医療科学院の研究倫理審査専門委員会の審査を受け承認された（承認番号 NIPH-IBRA # 12031）。

4. 研究結果

49 か所中 44 か所の婦人保護施設から回答があったが、うち 3 か所は同一県下で同一主体によりまとめて 1 件の回答であったため、回答数の実数は 42 件となった。

施設の経営主体は、「公営」が 20 件（47.6%）、「民営」が 22 件（52.4%）であった。立地は、「単独立地」が 16 件（38.1%）で、他は婦人相談所一時保護所や婦人相談所等と併設されていた。単独立地には、「単独での判断・早い対応が可能」「場所を特定されにくい」「入所者の安心安全が保証される」「長期的な支援ができる」などの利点があり、併設型では、「婦人相談所と一貫した支援が可能」「人件費を抑えられる」「専門職員の集中配置で専

門性が向上する」などの利点があげられた。

1 施設の措置入所の定員は 20 人以下が 24 件 (57.2%) であり、全施設の措置入所の定員の合計数は 1,185 人であった。施設の設立年は 1940 年から 1997 年に分布し、うち 21 件が売春防止法施行の翌年 (1958 年) に設立されていた。設立以降、建替・増築・改築・新築したことがあるのは 40 件 (95.2%) で、約半数が過去 5 年以内に行っていた。所要室の整備については、「心理室」の整備率が 5 割を切った。また、自立の準備のための「自立準備室」「ステップハウス」の整備率は 1 割程度と少なく、同伴児のための設備も整備が低かった。居室の総数は 602 室で、うち 57.1% が個室として使用されていた。個室としての利用は併設型施設で多くなっていた。

婦人保護施設で過去 3 年間に実施したケア・支援の内容は多岐にわたり、妊産婦・外国籍女性など受け入れ実績の少ない対象者に対しても、多様な支援が提供されていた。婦人保護施設退所者自立生活援助事業を実施しているのは 10 件 (23.8%) だが、事業以外の支援も含めると合計 31 件から退所後の支援内容に関する回答があった。

職員配置は、併設型施設では相談所や一時保護所との兼務が多く、独立型施設は専従職員が多くなっていた。常勤職員数は併設型が独立型の約半数で、施設の定員数は併設型が独立型の約 3 割であった。

日頃から連携している機関・団体は、「配偶者暴力相談支援センター」「市町村の婦人相談員」「市町村の生活保護担当」「市町村の児童家庭・母子担当」「警察署」「医療機関」「児童相談所」などが多かった。

5. 考察

定員に対する入所率は 31.7% と低いのが、居室総数に対する入所者の割合は 62.4%、個室に対する入所者の割合は 109.3% であることから、入所者数は個室として利用できる居室数に依存しており、その結果として入所率が低くなっていると推察される。

婦人保護施設には、併設型と独立立地型があり、売春防止法を根拠法とする婦人保護施設としての役割・機能と、DV 防止法による緊急一時保護施設としての役割・機能が、十分に整理されていない。緊急一時保護施設でもっとも重要なのは、被害者の安全確保であるが、婦人保護施設の利用者は、コミュニケーションに問題を持つ人や生活スキルの低い人が多く、その支援には中長期的な関わりと、日々の生活の中での支援が必要とされている。したがって、婦人保護施設の機能・役割を充実させるためには、生活の場である居住施設としての機能を備えること、退所後の支援の拠点となることも視野に入れて、ステップハウスや通所、ショートステイの機能も付加していくこと、地域での相談事業やアウトリーチ活動なども加えて予防的対応を図ること、などが望まれる。

なお、本報告は、平成 24 年度ユニバーサル財団研究助成「DV・暴力被害のケアと予防に向けた環境整備のあり方に関する研究—婦人保護施設に求められる機能と施設環境基準の検討—」の成果の一部である。